

国の保育料徴収基準額と市の保育料との比較表

(52.4.1)

階 層 区 分		保 育 料 基 準 額 (月額)			
		3 歳 未 満 児 の 基 準 額	市 の 保 育 料	3 歳 以 上 児 の 基 準 額	市 の 保 育 料
A 階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	円 0	円 0	円 0	円 0
B 階層	A 階層を除き前年度分の市民税非課税世帯	0	0	0	0
C 階層 階層を除き前 年度分の所得税 非課税世帯	第二階層 前年度分の市民税のうち 均等割のみの課税世帯 (所得税非課税世帯)	3,050 (1,520)	2,900 (1,400)	2,600 (1,300)	2,500 (1,200)
	第二階層 前年度分の市民税の所得 割課税額が 5,000 円未満で ある世帯	4,150 (2,070)	3,900 (1,900)	3,700 (1,850)	3,500 (1,700)
	第二階層 前年度分の市民税の所得 割課税額が 5,000 円以上 である世帯	4,750 (2,370)	4,500 (2,200)	4,300 (2,150)	4,100 (2,000)
	第二階層 前年度の所得税の課税額 が 3,000 円未満である世帯	5,700 (2,850)	5,400 (2,700)	5,250 (2,620)	5,000 (2,500)
D 階層 階層を除き前 年度分の所得税 課税世帯	第二階層 前年度の所得税の課税額 が 3,000 円以上 15,000 円 未満である世帯	8,100 (4,050)	7,700 (3,800)	7,650 (3,820)	7,300 (3,500)
	第二階層 前年度の所得税の課税額 が 15,000 円以上 30,000 円 未満である世帯	8,300 (4,150)	7,800 (3,900)	7,850 (3,920)	7,400 (3,600)
	第四階層 前年度の所得税の課税額 が 30,000 円以上 60,000 円 未満である世帯	10,550 (5,270)	9,900 (5,000)	10,100 (5,050)	9,500 (4,700)
	第五階層 前年度の所得税の課税額 が 60,000 円以上 90,000 円 未満である世帯	14,600	13,900	14,150	13,500
	第六階層 前年度の所得税の課税額 が 90,000 円以上 120,000 円未満である世帯	20,700	19,100	19,150	18,200
	第七階層 前年度の所得税の課税額 が 120,000 円以上 150,000 円未満である世帯	34,400	27,600	27,600	15,100
	第八階層 前年度の所得税の課税額 が 150,000 円以上 180,000 円未満である世帯	39,000	31,200	31,200	17,000
	第九階層 前年度の所得税の課税額 が 180,000 円以上の世帯	41,670	33,600	33,600	18,000

・固定資産税額による附加基準は国も市も同じです。
・() は 2 人以上以上すけた場合の保育料

現実には、
ない国の基準
前回はふたつに、国が
見積もっている保育料、つ

まり幼児一人に要する保育料は、
費は、実際とはかなりかけ離
れた低い額で決められていま
す。そして、保護者が負担す
る保育料もこれを基準として

保護者負担は
できるだけ低く
いる結果となっています。

ご承知のように、保育料は
この保育料を基準として、
保護者(世帯)の所得階層の
区分によって徴収すべきこと

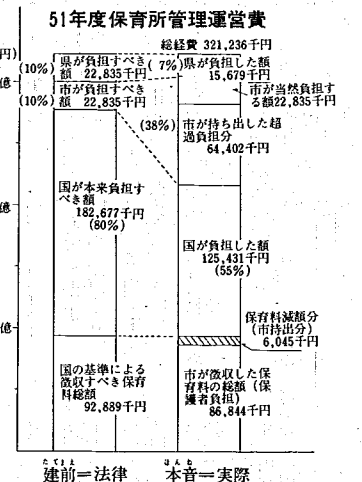
とされています。ですが市で
は、さらに保護者の負担を軽
くするために、上の表のよう
に、国の基準より低い額で保
育料を徴収しています。



その費用と
負担をめぐって

⑤

徴収しなければならぬこ
とになっています。
また、保育料に対する
国・県の負担割合も、こ
の現実にはぐわい低い保
育料を基準として計算さ
れています。そのため、下
のグラフのように、本来な
らば市の負担は一〇〇二
千二百八十三万五千円でよ
いところを、実際には三八
％、八千七百一十三万六千
円の負担を余儀なくされて



— お 買 物 、 ご 用 命 は 市 内 で —

お気軽に御来店下さい
サラリーローン

商人の方、事業家の方、どなたでも信用でお貸し致します

(株) 毛利金融新津支店

新津市山谷町1丁目15番33号 グリーンハイツ斎藤内

84-4501



東芝ストア
より良いサービスと
楽しい暮らしに奉仕する店

(株) 八重電商事

本 町 二 TEL 4-3131(代)